

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大多喜町長

公表日

令和6年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。 ①住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定し、支給している。また、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口、口座)ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。 ⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納事務を行っている。 ⑨サービス検索・電子申請機能での受領を行う。 ⑩マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー、バックアップシステム、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

1. 介護資格ファイル 2. 介護保険料ファイル 3. 特別徴収ファイル 4. 介護認定ファイル 5. 介護補足給付ファイル
6. 介護負担区分ファイル 7. 給付実績ファイル 8. 収納情報ファイル 9. 滞納情報ファイル 10. 口座情報ファイル 11. 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 68項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第二 1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56－2・58・61・62・80・81・87・90・94・95・97・108・109・117の項 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第二 93・94の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

総務省

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111
-----	---------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	健康福祉課介護保険係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2168
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	I 1②事務の概要	介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。 ①住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定している。 また、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口、口座)ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。 ⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納事務を行っている。	介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。 ①住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定し、支給している。 また、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口、口座)ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。 ⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納事務を行っている。	事後	
平成29年7月10日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、39、42、43、56-2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、106、109	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第7号 別表第二 1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56-2・58・61・62・80・81・87・90・94・95・97・108・109・119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1条・2条・3条・4条・5条・6条・7条・10条・12条の3・15条・19条・25条・25条の2・30条・32条・33条・43条・43条の2・44条・47条・49条・55条・55条の2・59条の3 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第7号 別表第二 93・94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46条・47条	事後	
平成29年7月10日	I 5②所属長	健康福祉課長 永嶋 耕一	健康福祉課長 西川 栄一	事後	
平成29年7月10日	連絡先	総務課文書広報係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2111	健康福祉課介護保険係 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 0470-82-2168	事後	
平成30年7月10日	I 4②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第7号 別表第二 1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56-2・58・61・62・80・81・87・90・94・95・97・108・109・119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1条・2条・3条・4条・5条・6条・7条・10条・12条の3・15条・19条・25条・25条の2・30条・32条・33条・43条・43条の2・44条・47条・49条・55条・55条の2・59条の3 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第7号 別表第二 93・94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46条・47条	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第7号 別表第二 1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56-2・58・61・62・80・81・87・90・94・95・97・108・109・119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1条・2条・3条・4条・5条・6条・7条・10条・12条の3・15条・19条・22条の2・24条の2・25条・25条の2・30条・31条の2・32条・33条・43条・43条の2・44条・47条・49条・55条・55条の2・59条の3 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第7号 別表第二 93・94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46条・47条	事後	
平成30年7月10日	I 5②所属長の役職名	健康福祉課長 西川 栄一	課長	事後	
平成31年4月1日	請求先	総務課文書広報係	総務課総務係	事後	
平成31年4月1日	II 1いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II 2いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和2年12月25日	請求先	総務課総務係	総務課文書広報係	事後	
令和2年12月25日	II 1いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年12月1日	事後	
令和2年12月25日	II 2いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年12月1日	事後	
令和3年7月5日	II 1いつ時点の計数か	令和2年12月1日	令和3年3月31日	事後	
令和3年7月5日	II 2いつ時点の計数か	令和2年12月1日	令和3年3月31日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第7号 別表第二 1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56―2・58・61・62 80・81・87・90・94・95・97・108・109・119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1条・2条・3条・4条・5条・6条・7条・10条・12条の3・15条・19条・22条の2・24条の2・25条・ 25条の2・30条・31条の2・32条・33条・43条・43条の2・44条・47条・49条・55条・55条の2 59条の3 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第7号 別表第二 93・94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46条・47条	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第二 1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56―2・58・61・62 80・81・87・90・94・95・97・108・109・119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1条・2条・3条・4条・5条・6条・7条・10条・12条の3・15条・19条・22条の2・24条の2・25条・ 25条の2・30条・31条の2・32条・33条・43条・43条の2・44条・47条・49条・55条・55条の2 59条の3 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第二 93・94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46条・47条	事後	
令和3年11月30日	Ⅱ 1いつ時点の計数か	令和3年3月31日	令和3年11月1日	事後	
令和3年11月30日	Ⅱ 2いつ時点の計数か	令和3年3月31日	令和3年11月1日	事後	
令和4年7月29日	Ⅱ 1いつ時点の計数か	令和3年11月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年7月29日	Ⅱ 2いつ時点の計数か	令和3年11月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年3月2日	Ⅰ 1②事務の概要	介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。 ①住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定し、支給している。また、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口、口座)ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。 ⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納事務を行っている。	介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。 ①住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定し、支給している。また、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口、口座)ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。 ⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納事務を行っている。 ⑨サービス検索・電子申請機能での受領を行う。 ⑩マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	事後	
令和5年3月2日	Ⅰ 1③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー、バックアップシステム	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、中間サーバー、バックアップシステム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年3月2日	Ⅰ 1いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年3月2日	事後	
令和5年3月2日	Ⅰ 2いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年3月2日	事後	
令和5年8月17日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第二 1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56―2・58・61・62 80・81・87・90・94・95・97・108・109・119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1条・2条・3条・4条・5条・6条・7条・10条・12条の3・15条・19条・22条の2・24条の2・25条・ 25条の2・30条・31条の2・32条・33条・43条・43条の2・44条・47条・49条・55条・55条の2 59条の3 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第二 93・94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46条・47条	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第二 1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56―2・58・61・62 80・81・87・90・94・95・97・108・109・117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1条・2条・3条・4条・5条・6条・7条・10条・12条の3・15条・19条・22条の2・24条の2・25条・ 25条の2・30条・31条の2・32条・33条・43条・43条の2・44条・47条・49条・55条・55条の2 59条の3 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第二 93・94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46条・47条	事後	
令和5年8月17日	Ⅰ 1いつ時点の計数か	令和5年3月2日	令和5年4月1日	事後	
令和5年8月17日	Ⅰ 2いつ時点の計数か	令和5年5月2日	令和5年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月13日	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携:②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第二 1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56―2・58・61・62 80・81・87・90・94・95・97・108・109・117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1条・2条・3条・4条・5条・6条・7条・10条・12条の3・15条・19条・22条の2・24条の2・25条・ 25条の2・30条・31条の2・32条・33条・43条・43条の2・44条・47条・49条・55条・55条の2 59条の3 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第二 93・94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46条・47条	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第二 1・2・3・4・5・6・8・11・17・22・26・30・33・39・42・43・56―2・58・61・62 80・81・87・90・94・95・97・108・109・117の項 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法第19条第8号 別表第二 93・94の項	事後	
令和6年11月13日	対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月13日	取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年11月13日	IV リスク対策:8 人手を介在させる作業	―	十分である	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:8 人手を介在させる作業	―	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:11 最も優先度が高いと考えられる対策	―	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:11 最も優先度が高いと考えられる対策	―	十分である	事後	様式変更による追加
令和6年11月13日	IV リスク対策:11 最も優先度が高いと考えられる対策	―	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による追加